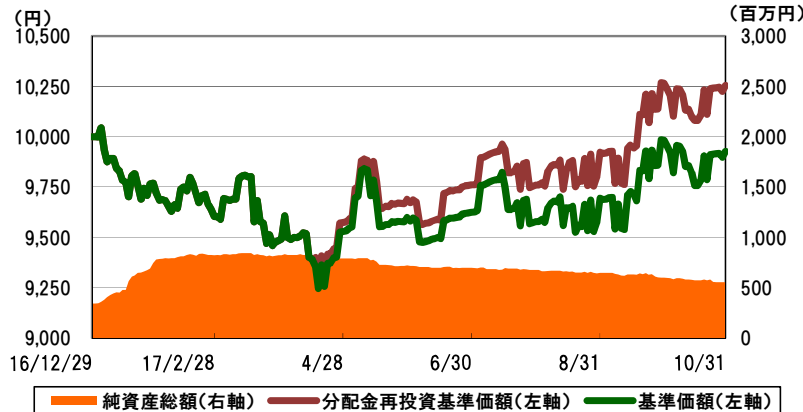




SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)

2017年10月31日基準

設定来(設定日:2016年12月29日)の基準価額等の推移



※基準価額及び分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。  
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと算出しています。  
※信託報酬率はP9の「ファンドの費用」をご確認ください。

基準価額	純資産総額
9,926円	555百万円
前月末比	
▲59円	

組入資産の状況 (金額単位:百万円)		
組入資産	金額	組入比率
SBIボンド スリランカ短期国債ファンド (適格機関投資家専用)	529	95.2%
FOFs用短期金融資産ファンド	1	0.2%
現金等	25	4.6%
合計	555	100.0%

※組入比率は本ファンドの純資産に対する比率です。  
※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。

期間別騰落率の推移

設定来	直近1カ月	直近3カ月	直近6カ月	直近1年	直近3年	直近5年
2.55%	-0.13%	5.15%	7.11%	—	—	—

※騰落率は、税引前分配金を再投資したものと算出した分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金(税引前)の推移

決算期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	直近1年累計	設定来累計
	2017年6月	2017年7月	2017年8月	2017年9月	2017年10月		
分配金	45円	45円	45円	45円	45円	—	315円

※収益分配金は1万口当たりです。  
※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆、保証するものではありません。

当月の投資行動

・設定・解約に伴い、主要組入対象ファンドであるSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)を合計56百万円売却しました。

今後の運用方針

・設定・解約状況、現金残高などに応じて、主要組入対象ファンドであるSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)を高位に組入れます。

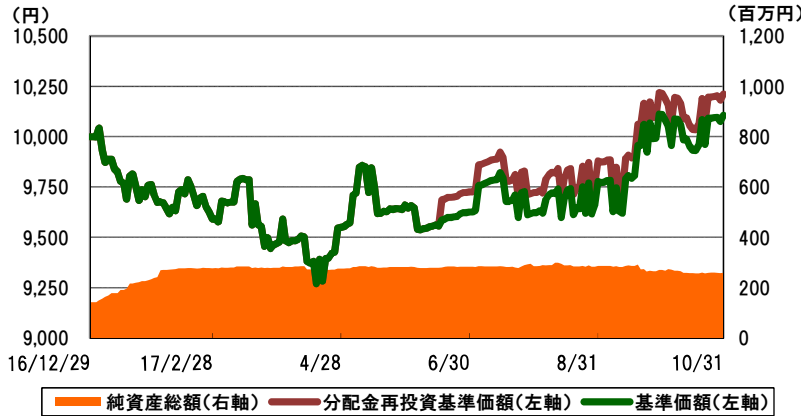
○ 当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○ 当資料中のグラフ、数値等は作成時点のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○ 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○ 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○ ご購入の際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。



SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)

2017年10月31日基準

設定来(設定日:2016年12月29日)の基準価額等の推移



※基準価額及び分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。  
※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものと算出しています。  
※信託報酬率はP9の「ファンドの費用」をご確認ください。

基準価額	純資産総額
10,106円	259百万円
前月末比	
▲7円	

組入資産の状況 (金額単位:百万円)		
組入資産	金額	組入比率
SBIボンド スリランカ短期国債ファンド (適格機関投資家専用)	254	98.2%
FOFs用短期金融資産ファンド	1	0.4%
現金等	4	1.4%
合計	259	100.0%

※組入比率は本ファンドの純資産に対する比率です。  
※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。

期間別騰落率の推移

設定来	直近1カ月	直近3カ月	直近6カ月	直近1年	直近3年	直近5年
2.11%	-0.07%	5.10%	6.94%	—	—	—

※騰落率は、税引前分配金を再投資したものと算出した分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金(税引前)の推移

決算期	第1期	—	—	—	—	直近1年累計	設定来累計
	2017年6月	—	—	—	—		
分配金	100円	—	—	—	—	—	100円

※収益分配金は1万口当たりです。  
※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆、保証するものではありません。

当月の投資行動

・設定・解約に伴い、主要組入対象ファンドであるSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)を合計4百万円売却しました。

今後の運用方針

・設定・解約状況、現金残高などに応じて、主要組入対象ファンドであるSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)を高位に組入れます。

○ 当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○ 当資料中のグラフ、数値等は作成時点のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○ 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○ 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○ ご購入の際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。



SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)

基準日: 2017年10月31日

■基準価額・純資産総額

基準価額	9,869円
純資産総額	1,083百万円

■資産別構成比率

債券(%)	93.6
現金等(%)	6.4
合計(%)	100.0

■保有債券の属性情報

平均残存期間(年)	1.1
平均修正デュレーション	1.0
平均クーポン(%)	9.38
平均直接利回り(%)	9.37
平均最終利回り(%)	9.65
平均格付け	B+

■保有債券の通貨別構成比

スリランカ・ルピー(%)	100.0
米ドル(%)	0.0
円(%)	0.0

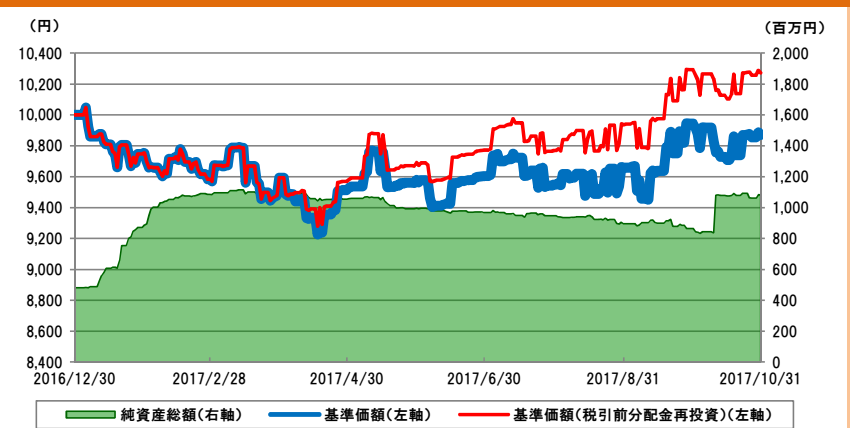
- ・現金等には信託報酬および為替ヘッジに伴う含み損益等も含まれます。
- ・保有債券の時価評価額を基に加重平均し計算しています。
- ・格付はS&P、ムーディーズ、フィッチの高いものを使用しています。

■騰落率(税引前分配金再投資、%)

期間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.21	5.14	7.34	-	-	2.72

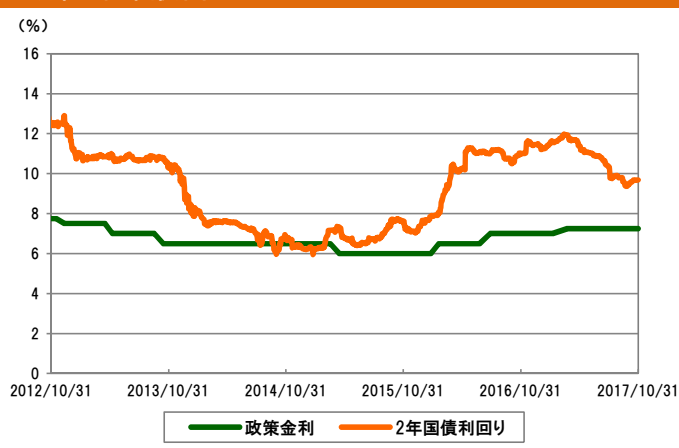
- ・ファンドの騰落率は、税引き前分配金を再投資した場合の数値です。
- ・騰落率は、実際の投資利回りとは異なります。

■基準価額・純資産総額の推移



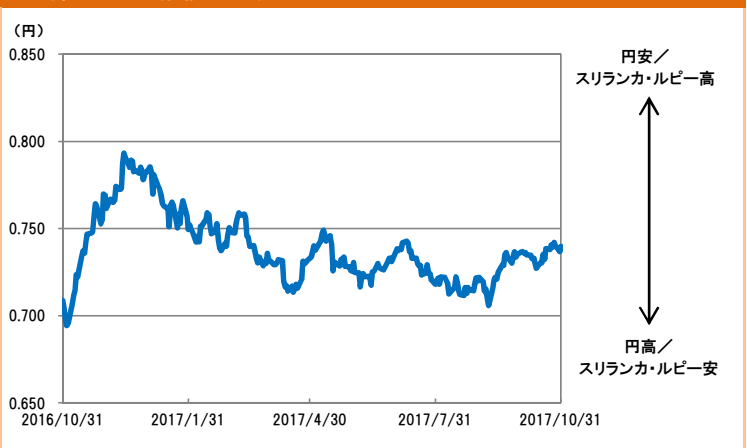
- ・基準価額は信託報酬控除後のものです。
- ・上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- ・基準価額は1万口当たりで表示しています。
- ・設定日は2016年12月30日です。

■政策金利・国債利回り



出所:ブルームバーグのデータに基づきSBIボンド・インベストメント・マネジメント作成  
・政策金利はスタンディング・ファシリティーの預入金利(SDFR)を使用しています。  
・データ期間(2012年10月31日～2017年10月31日)

■為替レートの推移(スリランカ・ルピー対円)



出所:ブルームバーグのデータに基づきSBIボンド・インベストメント・マネジメント作成  
・上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
・データ期間(2016年10月31日～2017年10月31日)

■当月の市場環境と今後の運用方針

10月の本ファンドの騰落率は▲0.21%となりました。為替市場においては、スリランカ・ルピーは円に対して概ねレンジ内で推移しました。一方でスリランカ国債市場については、10月のインフレ率(前年比)が食品価格の上昇等を背景に7%台後半へ上振れたことなどから、金利が上昇(債券価格が下落)しました。

足元のインフレ率上昇については、洪水等の影響を受けた食品価格の上昇や増税等の一時的な要因と考えられ、今後はコアインフレ率が示す5%台(前年比)へ落ち着くものと思われます。政策金利は当面維持される見込みであること、スリランカ政府が取り組んでいる財政赤字削減政策を市場では評価していることなどから、スリランカ国債市場は安定した推移が続くことが見込まれます。

本ファンドの運用においては、引き続き、スリランカ・ルピー建て短期国債の組入比率を高位とする方針です。

※ 本ファンドの主要投資対象であるSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)の運用状況につきましては、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社からの資料を基にSBIアセットマネジメントにて作成しています。



## ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1 スリランカ短期国債等に投資します

- 主として「SBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)」への投資を通じて、実質的にスリランカの短期国債等に投資します。
- スリランカの短期国債のほかに政府保証債、政府機関債又は国際機関債等に投資を行います。
- また、投資対象には、米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券も含まれます。
- 本ファンド及び投資対象とする投資信託証券は、原則として為替ヘッジは行いません。

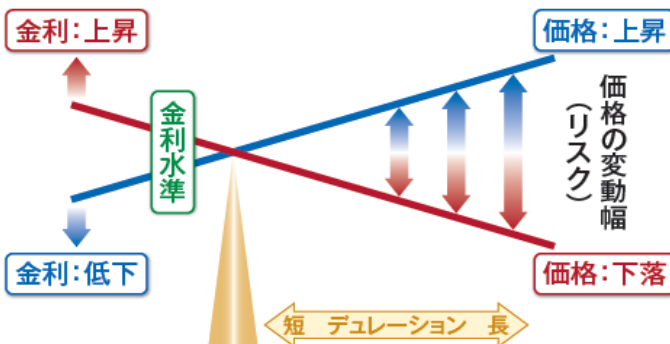
※スリランカの短期国債等、新興国債券への投資は一般に、利回りが高い反面、信用リスクも高いため相応のリスクを伴います。

### 2 残存期間の短い債券を中心にポートフォリオを構築することで金利変動に伴う価格変動リスクの低減を目指します

原則として、組入れる債券は残存期間3年以下のものとし、平均デュレーションは、1年程度とします。

#### デュレーションについて

##### 金利変動とデュレーションの関係(イメージ)



- デュレーションは債券投資において最も一般的に使用されるリスク指標です。デュレーションは、債券の利回り、クーポン、残存期間等を加味し一つの数値としたもので「年」で表されます。
- 金利の変化に対する債券もしくはポートフォリオの価格感応度を示すもので、デュレーションが短いほど、金利が変動したときの債券価格の変動幅が小さくなります。

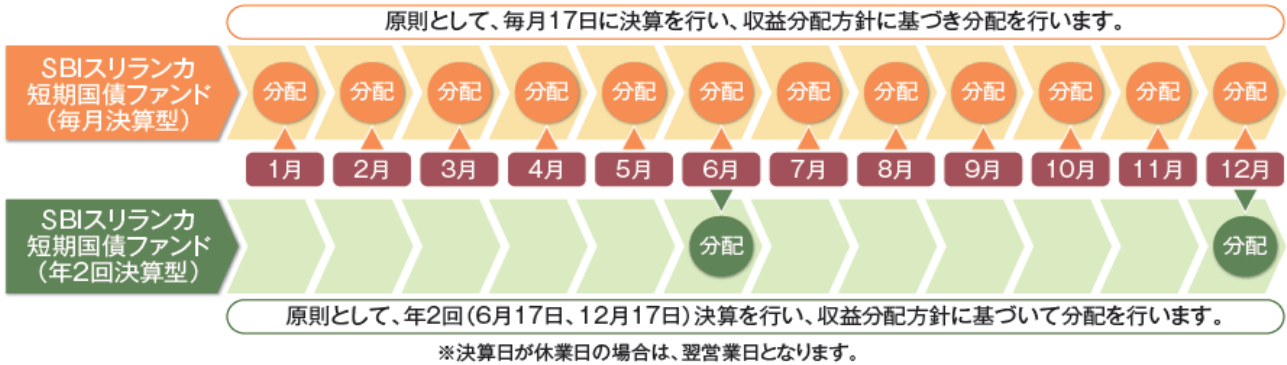
資金動向、市況動向、投資対象国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの特色

### 3 毎月決算型、年2回決算型の2つのファンドからお選びいただけます

決算と分配イメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- ・「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。
- ・SBIスリランカ短期国債ファンド(毎月決算型)における第1期決算日は、平成29年2月17日(金)です。
- ・SBIスリランカ短期国債ファンド(年2回決算型)における第1期決算日は、平成29年6月19日(月)です。

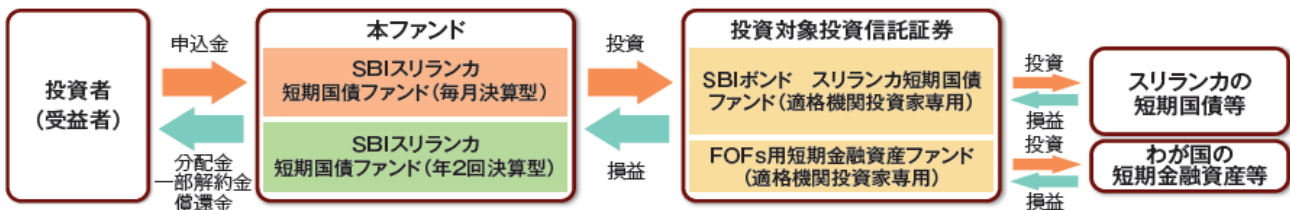
収益分配方針

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②分配は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

### 4 ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。

<ファンドのしくみ>



主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③デリバティブの直接利用は行いません。



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

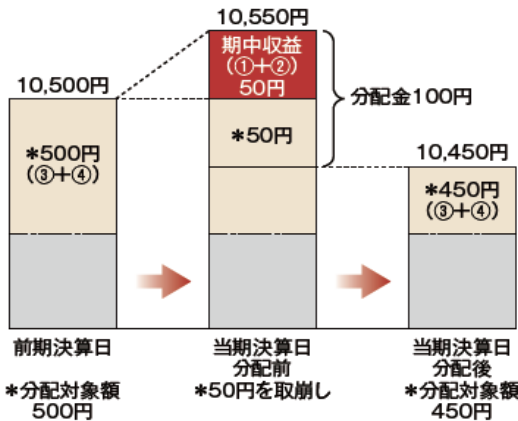
投資信託で分配金が支払われるイメージ



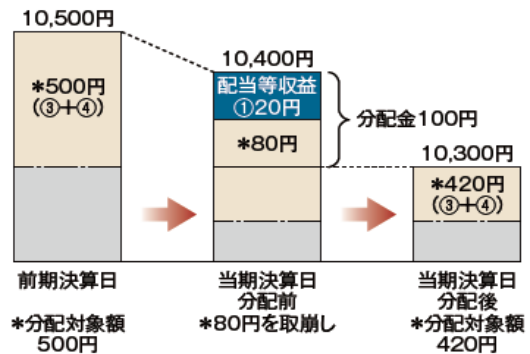
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

■ 前期決算日から基準価額が上昇した場合



■ 前期決算日から基準価額が下落した場合

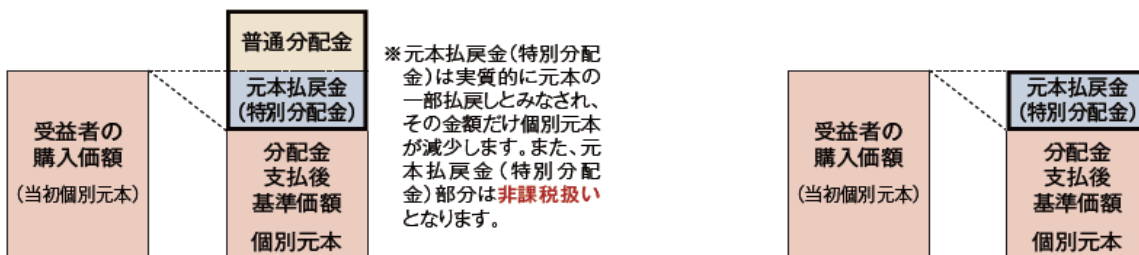


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 分配準備積立金: 期中収益(①及び②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。  
 収益調整金: 追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書P10の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。



## 基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

## 主な変動要因

債券価格・金利変動リスク	債券価格は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。その場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替リスク	実質組入外貨建て資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、一般的に為替変動は大きいものになることも想定されます。当該通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
流動性リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

## その他のリスク

### <外国機関投資家への投資枠制限について>

外国機関投資家がスリランカの債券市場において、スリランカ・ルピー建てのスリランカ国債に投資を行う場合には、外国機関投資家等に投資枠制限が設けられています。当該投資枠の利用状況、スリランカ債券市場における取引規制の変更等によっては国際機関債、あるいは米ドル建てなどスリランカ・ルピー建て以外で発行された債券等への投資割合が高くなる場合があります。

## その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。



お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口1円)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からのお支払いとなります。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、ご換金代金の支払いを延期する場合があります。
購入・換金申込受付不可日	コロンボ証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)のお申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(設定日:平成28年12月29日) 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ 受益証券の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とするSBIボンド スリランカ短期国債ファンド(適格機関投資家専用)が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	<毎月決算型> 毎月17日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型> 毎年6月17日及び12月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<毎月決算型> 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 <年2回決算型> 年2回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	<毎月決算型> 750億円 / <年2回決算型> 250億円
運用報告書	<毎月決算型><年2回決算型> 毎年6月、12月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

※詳しくは交付目論見書(投資信託説明書)をご確認ください。





## ファンドの費用

- 投資者が直接的に負担する費用
  - ・購入時手数料 購入申込金額に**3.24%(税込)**を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
  - ・信託財産留保額 換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。
- 投資者が信託財産で間接的に負担する費用
  - ・運用管理費用(信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に**年0.5886%(税抜:年0.545%)**を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

内訳	委託会社	年0.108% (税抜:年0.10%)
	販売会社	年0.4536% (税抜:年0.42%)
	受託会社	年0.027% (税抜:年:0.025%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬 <sup>※1</sup>		年0.3888% (税抜:年0.36%)
実質的な負担 <sup>※2</sup>		<b>年0.9774% (税抜:年0.905%)</b>

※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年0.3888%)を表示しています。

※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

- ・その他の費用及び手数料 ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

- ・投資信託をご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、もしくは同時にお受取りになり、内容をご確認ください。
- ・投資信託は値動きのあるものであり、元本保証、利回り保証、及び一定の運用成果の保証をするものではありません。したがって、運用実績によっては元本割れする可能性があります。
- ・投資信託の基準価額の下落により損失を被るリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。

## ファンドの関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図及び運用報告書の作成等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンド財産の保管・管理等を行います。)
販売会社	※最終頁をご参照ください。(受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。)



【販売会社情報一覧表】

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○	○		○
香川証券株式会社	金融商品 取引業者	四国財務局長 (金商)第3号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。